

Info for Wood Export

海外市場情報



Vol. 2, No.20, 2007

2007年8月15日発行

台湾におけるホルムアルデヒド規制

I. なぜ今ホルムアルデヒド対策を行うか

木材製品のホルムアルデヒド放散量に対し、台湾は2006年までに関係規格の中に等級別基準値が定めてあるものの、ホルムアルデヒドの検査対象が明確にされていないため、取引双方が特に指定又は要求しない限り、いかなる拘束力も発生せず、木材製品のホルムアルデヒド規制は実際に殆んど機能していないといっても過言ではない。

しかし、政府は人々の住環境を守るため2007年1月1日から、段階的に主要な木材製品のホルムアルデヒド放散量に対し強制的な検査と管理を行なうことを定めた。政府がようやくホルムアルデヒド対策に本腰を入れたのは次のような起因にあると見られる。

- ① 2002年、世界貿易機関(WTO)へ加盟後、関税の大幅下方修正を行い、台湾木材市場の開放を促し、また、中国大陸からの低価格の合板の大量輸入により、市場に流通している木材製品の品質が優劣不揃いになってしまった。
- ② 2000年の政権交替後、政治と経済が混乱状況になったため、国民所得の低下、デフレの影響などで、人々が安価な商品を求める傾向が強くなる中、木製商品を含め劣悪な商品が大量に市場に出回った。
- ③ 長年、台湾大学、中興大学、嘉義大学、屏東科技大学などの教育機関並びに、台湾区合板製造輸出業同業組合、台湾区木材工業同業組合、中華木質構造建築協会、中華林産事業協会などの木材関係団体は、木材製品のホルムアルデヒド規制の管理を重要視すべきと政府に求め続

けてきた。

- ④ 日本は2003年7月1日から、中国大陸は2002年7月1日から木材製品のホルムアルデヒド規制を改正した。台湾の周辺国は相次いで木材製品のホルムアルデヒド規制を強めている中、台湾政府はこの問題を無視できなくなった。
- ⑤ 行政院は2001年に「グリーン建築推進案」を認可した。それを受けて、内政部が2004年に「グリーン建材表示制度」を制定し実施した。この制度には木材製品のホルムアルデヒド及び有害物質 TVOCS に関する規定が定められた。

しかし、最終的に政府を動かし、木材製品のホルムアルデヒド規制管理を決定させる引き金となったのは、台湾の木材業界である。近年、大陸から輸入される低価格の LVL、パネルにより大きな打撃を受けたため、原木輸入業者及び木材製材業者ともに激しい競争にさらされた。故に、共同で立法委員（国会議員に相当）を介してダンピングと、ホルムアルデヒドの過量による国民の健康への影響を理由として、政府に木材製品のホルムアルデヒド規制管理を強く求めた。それを受けて、立法委員及び消費者保護官は市販の木材製品の抜取検査を行なった。その結果、大陸から輸入した数多くの木材製品のホルムアルデヒド放散量が驚くほど高いことを明らかにした。台湾産及びインドネシア、マレーシアの製品のホルムアルデヒドの放散量が $10\sim 20\text{mg}/\text{L}$ であるのに対し、大陸産製品の多くは $30\sim 50\text{mg}/\text{L}$ であり、 $70\text{mg}/\text{L}$ に達したサンプルもあった。

この検査結果を受けて、政府の関係機関は2006年9月7日に合板関係製品を検査すべき品目とする説明会を開いた。この会議において2007年7月1日から種類別に木材製品のホルムアルデヒド含有量の強制検査を段階的に実施することを決定した事を明らかにした。これは、台湾における木材製品のホルムアルデヒド規制の運用が始まったことを意味している。

II. 木材製品のホルムアルデヒド放散量に関する規格の改正

今回、木材製品のホルムアルデヒド放散量に関する規格の改正内容は以下の通りである。

- ① ホルムアルデヒド放散量の「 F_1 、 F_2 、 F_3 」、「 F_{C0} 、 F_{C1} 、 F_{C2} 」及び

「E₀、E₁、E₂」といった三つの表示方法を「F₁、F₂、F₃」の表示に統一し、簡略化させる。

- ② 日本のF☆☆☆☆、F☆☆☆、F☆☆を参照に、ホルムアルデヒド放散量の規制値を高める。即ち、新規格の中で、ホルムアルデヒド放散量の規制値は次のように定める。

F₁: 平均値 0.3^{mg}/L 以下、 最大値 0.4^{mg}/L 以下

F₂: 平均値 0.5^{mg}/L 以下、 最大値 0.7^{mg}/L 以下

F₃: 平均値 1.5^{mg}/L 以下、 最大値 2.1^{mg}/L 以下

- ③ 木材製品のホルムアルデヒド放散量の測定方法は、ガラス乾燥器法とアクリルボックス法とし、チェンバーchamber 小型容器法については、後続検証に使うだけで、標準の中に取り入れない。
- ④ 木材製品のホルムアルデヒド放散量の等級分け並びに測定方法は、下表の通りとする。

表 1 台湾における木材製品のホルムアルデヒド放散量の等級分けと測定方法に関する規格改正の概要

No.	規格コード	規格名称	ホルムアルデヒド放散量等級標準	測定方法
1	1349	普通合板	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	ガラス乾燥器法
2	8058	特殊合板	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
3	14429	針葉樹合板	普通合板規格に統合	—
4	11671	構造用合板	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	ガラス乾燥器法
5	2215	パーティクルボード	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
6	9907	硬質繊維板	非ホルムアルデヒド系	—
7	9909	中密度繊維板	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	ガラス乾燥器法
8	2871	方塊床板及び嵌め床板	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	アクリルボックス法
9	11341	板条床板	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃

10	11342	複合木質床板	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
11	11029	造作用集成材	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
12	11030	化粧貼り造作用集成材	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
13	11031	構造用集成材	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
14	11032	化粧貼り構造用集成材	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
15	11818	単板積層材	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
16	14646	構造用積層材	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
17	14647	構造木質板	F ₁ 、F ₂ 、F ₃	〃
18	9911	軽質繊維板	非ホルムアルデヒド系	—
19	10468	吸音用軽質繊維板	非ホルムアルデヒド系	—
20	14272	内装用化粧硬質繊維板	非ホルムアルデヒド系	—

Ⅲ. 木材製品のホルムアルデヒド放散量の検査について

1. 検査実施開始予定日

上記の通り改正された、木材製品のホルムアルデヒド放散量に関する規格に基づき、生産または市場に出回っている木材製品に対し、下記の通り、段階的にホルムアルデヒド放散量の検査実施を行うこととなっている。

- ① 第一段階（2007年1月1日から）
単板積層材、構造用積層材（既に公告し実施されている）
- ② 第二段階（2007年7月1日から）
普通合板、特殊合板、構造用合板（公告し、間もなく実施する）
- ③ 第三段階（2008年1月1日から）
パーティクルボード、中密度繊維板及びそれらを素材とする加工品
（まだ正式に公告はせず、説明会開催の段階である）
- ④ 第四段階（2008年～2009年）
床板、木製家具等（検討中）

2. 第一段階の検査実施の状況

HS コードが 44122221、44122222、44122910、44122920、44129221、44129222、44129910、44129920 の積層材を対象とした第一段階の検査については、2006 年 9 月～10 月に説明会を行い、11 月に公告、2007 年 1 月 1 日から正式に実施している。検査項目は、ホルムアルデヒド放散量及び表示とし、検査対象に対する検査は次のように定めている。

- ① 上述の商品は、輸入又は国内生産を問わず、全て同様の基準に適合しなければならない。基準に適合しない商品は、輸入、国内販売をしてはいけない。
- ② 輸入業者又は国内生産業者は必ず 2007 年 1 月 1 日の施行日まで “商品検査済マーク” を取得し商品輸入又は出荷する前に商品本体に標示しない限り、市場で販売をしてはいけない。また、“商品検査済マーク” の取得申請には、型式認可（ロットごとの検査を受けた認可）および工場認定という二通りの方法があり、業者がいずれかを選んで申請する。その申請手順はそれぞれ図 1 と図 2 の通りである。なお、輸入業者は型式認可と取得するための検査を申請するほうが比較的に便利であるが、国内製造業者は工場認定の検査を申請するほうが比較的に有利である。
- ③ 型式認可の検査を申請する場合、その申請者は国内生産業者又は輸入業者の責任者とする。また、工場認定を申請する場合、その申請者が台湾にいる場合は業者の責任者とする。台湾区外の製造工場が国内の工場認定を申請する場合、輸入業者を通じて関係機関への申請を提出する必要がある。
- ④ 検査対象に対する監督管理は、事前の商品検査標識申請に対する審査管理のほか、政府の検査機関が市場検査計画及びサンプリング検査計画を策定、実行し事後管理をする。

図1 型式認可の申請フローチャート

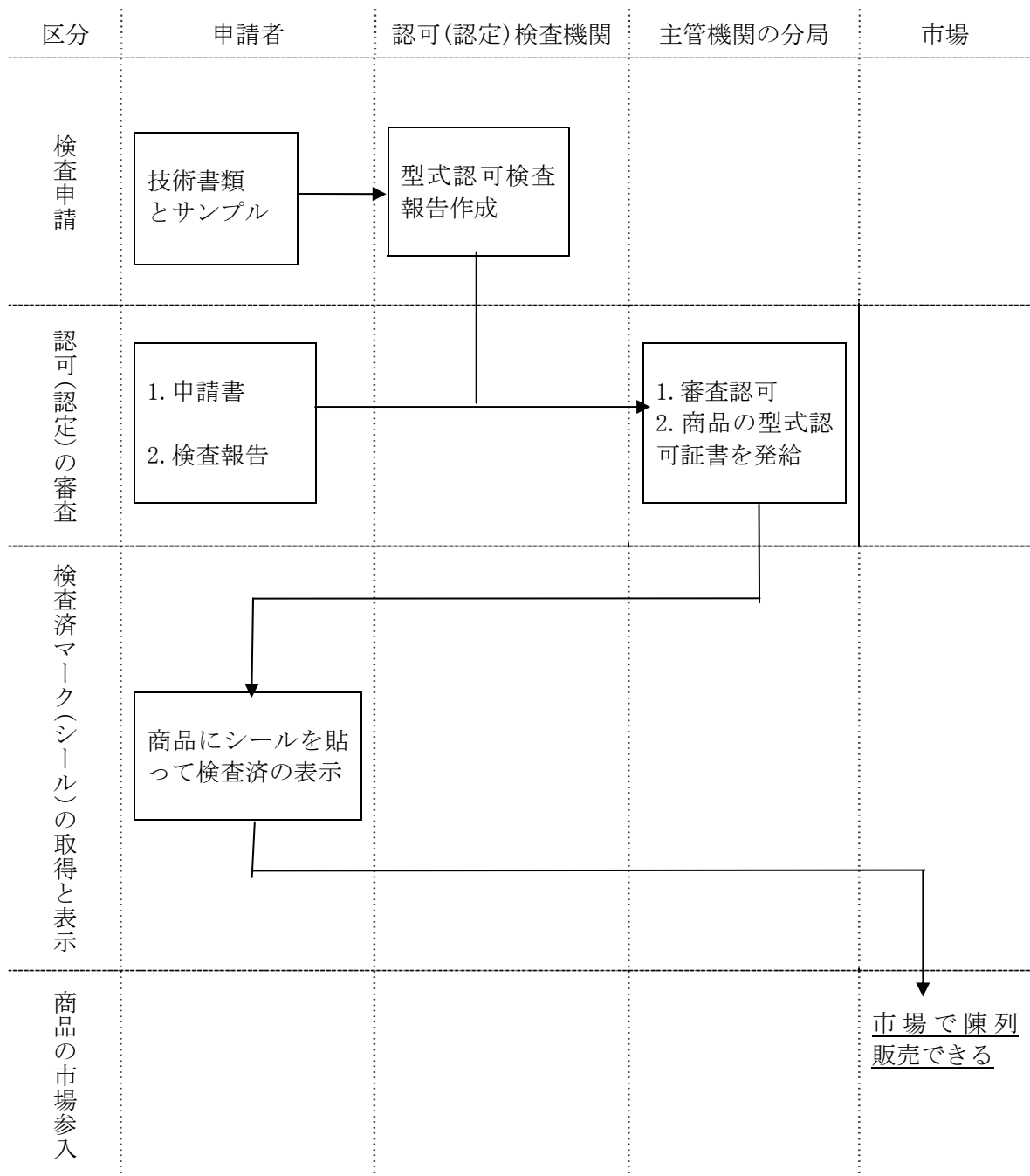
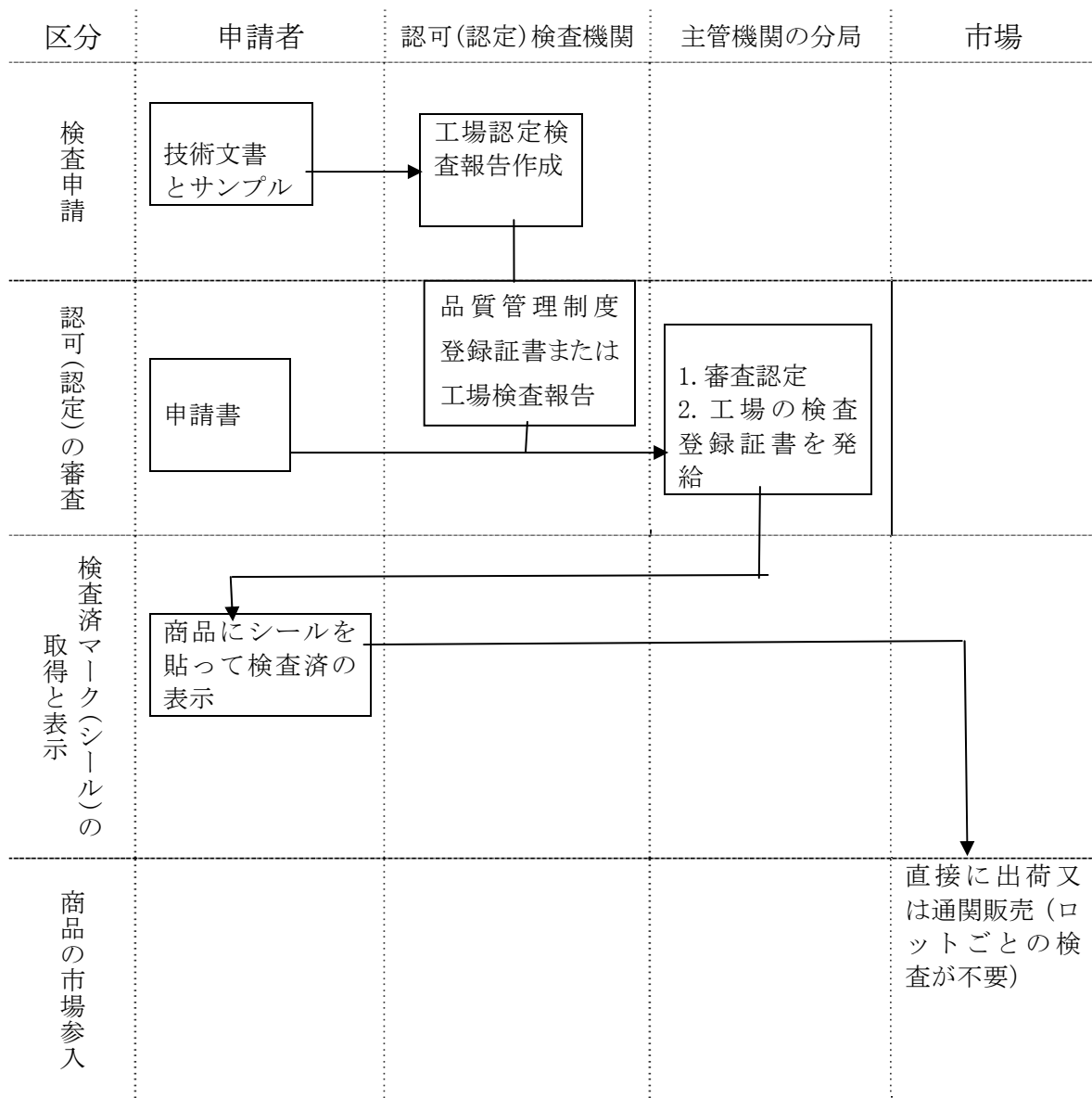


図2 工場認定の申請フローチャート



3. 第二段階の検査実施の状況

HSコードが、44121310(3個の税番を有する)、44121320、44121410、44121420、44121910、44121920、44122221、44122222、44122910、44122920、44129221、44129222、44129910、44129920の合板を対象とした第二段階の検査については、2006年9-12月に説明会を開き、12月に公告し2007年7月1日から開始した。

検査項目は第一段階と同じく、ホルムアルデヒド放散量及びその表示としている。

合板に対するこの第二段階の検査管理は、前述の第一段階で実施した積層材と同様である。ただし、この検査に関わる業者は2007年7月1日までに予め型式認可又は認定工場登録番号を取得しない限り、輸入又は出荷販売をしてはならない。

4. 第三段階の検査実施について

HSコード44102110、44102120、44102910、44102920、44103100、44103200、44103300、44103900、44109900のパーティクルボード、44112100、44112900、44113100、44113900、44119100、44119900のMDFを対象とした第三段階の検査については、2007年5月28日に一回目の説明会を開き、順次、予告、業者説明会、審議会議、正式公告、正式実施等を経て実施を開始する予定である。検査項目もホルムアルデヒド放散量及びその表示である。

パーティクルボードおよびMDFに対するこの第三段階の検査管理は、前述の第一段階で実施した積層材と同様である。ただし、この検査に関わる業者は2008年1月1日までに予め型式認可又は認定工場登録番号を取得しない限り、輸入又は出荷販売をしてはならない。

5. 施行の猶予措置

既に実施しもしくは間もなく実施をする検査について、一定の施行の猶予措置が設けられている。例えば、① 第一段階の積層材では、合板二次加工向けの化粧貼りの材料使用に関して、予め報告しておけば、検査を免除することができる。② 第二段階の合板が輸出用の包装材料に使用される場合、事前に検査免除の認可を申請できるが、その業者は数量、流通状況について明確に記載管理し、かつ、その審査の参考に備える必要がある。③ 第三段階のパーティクルボード、MDFが家具の組立材料に使用される場合、検査免除を申請できるが、室内装飾等に使用できない。故意に違反し、又は検査を逃れた場合は、厳重に処罰される。

台湾における主要木材製品の技術規格は既に全て改正されたと同時に、ホル

ホルムアルデヒドの放散量も木材製品の強制検査項目に加わった。木製商品のホルムアルデヒド放散量の管理及び商品表示義務について、既に続々と実施され、第一段階の執行から半年が経ち、主要機関、生産業者及び消費者側を問わず、その反響は全て良好である。

第二段階に含めた合板、ブロックボード、化粧合板、特殊加工合板等の検査は、7月1日から実施され、その影響が以下のことにより大きいと予想される。

① 合板等品目は現在、台湾の木材市場の主要流通品である。② 中国大陸、マレーシア、インドネシアは台湾の合板の三大供給国であり、その中で大陸からは2006年輸入量の40%以上を占める。実施初期に大陸から輸入した一部の低価格、品質不揃いの製品に対し制限されると予想される。それによる輸入合板の減少分はマレーシア、インドネシア及び国内業者が填補する。

従来、木材製品のホルムアルデヒドの放散量を「検査項目」に加えるには様々な利害要因があった。上述のように、ホルムアルデヒド放散量の管理への取り組みは、政府の責任だけでなく、消費者の健康を守る基本義務でもある。これによって、木材産業並びに木材市場はより健全になるであろう。